

平成27年6月17日

各 位

会 社 名 株式会社ロジネットジャパン
代 表 者 名 代表取締役社長 木村 輝美
(コード番号 9027 札証)
問 合 せ 先 企画担当部長 斎藤 恭祐
(TEL 011-251-4112)

札幌証券取引所への「改善報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、過年度決算短信及び過年度四半期決算短信の訂正の件、及び「内部統制の開示すべき重要な不備が記載された内部統制報告書の訂正報告書」提出に係る開示遅延の件につきまして、平成27年6月3日付で証券会員制法人札幌証券取引所より、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第1項第1号の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した「改善報告書」の提出を求められておりましたが、本日別添のとおり提出いたしましたのでお知らせいたします。

別添書類：改善報告書

以 上

改善報告書

平成 27 年 6 月 17 日

証券会員制法人 札幌証券取引所

理事長 小池 善明 殿

株式会社 ロジックジャパン
代表取締役社長 木村 輝美



このたびの、当社の適時開示を適切に行うための体制における重要な不備に起因する、過年度決算短信、及び過年度四半期決算短信（以下「過年度決算短信等」という。）の訂正の件、及び「内部統制の開示すべき重要な不備が記載された内部統制報告書の訂正報告書」提出に係る開示遅延の件につきまして、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第 14 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、その経緯及び改善措置等を記載した改善報告書をここに提出いたします。

目次

I. 過年度決算短信等の訂正について.....	2
1. 過年度決算訂正対象.....	2
2. 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯.....	2
3. 訂正内容と原因分析.....	3
II. 開示遅延について.....	6
1. 開示が遅延した経緯.....	6
2. 原因分析.....	6
III. 改善措置.....	7
1. 訂正開示の再発防止に向けた改善措置.....	7
2. 開示体制の不備解消に向けた改善措置.....	9
IV. 関係者の処分.....	9
V. 不適正な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識.....	10
(別紙 1) 訂正による過年度業績への影響.....	11
(別紙 2) 適時開示体制図（平成 27 年 6 月 1 日現在）.....	13
(別紙 3) 改善措置のスケジュール.....	16

I. 過年度決算短信等の訂正について

1. 過年度決算訂正対象

当社は、平成 27 年 3 月 12 日付「過年度の特別損失の計上及び、過年度有価証券報告書等、決算短信等の訂正に関するお知らせ」において開示いたしましたとおり、平成 27 年 3 月 6 日に受領した第三者委員会からの調査報告書を受け、平成 27 年 3 月 16 日に過年度決算短信等を訂正いたしました。

訂正対象は以下のとおりであります。

第 8 期第 3 四半期決算短信（自 平成 24 年 10 月 1 日 至 平成 24 年 12 月 31 日）

第 8 期決算短信（自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日）

第 9 期第 1 四半期決算短信（自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 6 月 30 日）

第 9 期第 2 四半期決算短信（自 平成 25 年 7 月 1 日 至 平成 25 年 9 月 30 日）

第 9 期第 3 四半期決算短信（自 平成 25 年 10 月 1 日 至 平成 25 年 12 月 31 日）

第 9 期決算短信（自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日）

第 10 期第 1 四半期決算短信（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 6 月 30 日）

第 10 期第 2 四半期決算短信（自 平成 26 年 7 月 1 日 至 平成 26 年 9 月 30 日）

これらの過年度決算訂正が業績に及ぼす影響については「(別紙 1) 訂正による過年度業績への影響」をご参照ください。

2. 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯

平成 27 年 1 月 23 日に当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツから、当社が平成 24 年 1 月に株式を取得した連結子会社に係るグループ間取引の適正性について疑義がある旨の外部からの通報を踏まえて調査したところ、過去の会計処理について訂正を要する懸念が生じたとの指摘を受けました。さらに、外部からの通報は経営者不正について言及されており、これらを受け、グループ間取引の事実関係及び問題点の調査分析を主目的として平成 27 年 2 月 6 日に中立・公正な外部の専門家から構成される第三者委員会を設置しました。

第三者委員会の構成（敬称略）

委員長	村松 弘康	弁護士（村松法律事務所）
委員	大浦 崇志	公認会計士（瑞輝監査法人）
委員	木村 東一	京都大学経営管理大学院特定教授 元（株）野村総合研究所取締役
委員	島崎 憲明	日本公認会計士協会 顧問 日本証券業協会 公益理事 自主規制会議議長 元 住友商事(株)代表取締役 副社長執行役員

なお、第三者委員会の委員選定に際しましては、日本弁護士連合会による「企業

等不祥事における第三者委員会ガイドライン（平成 22 年 7 月 15 日公表）」に沿って、委員の選定を行っております。

第三者委員会による調査は、グループ間取引に関する事実関係及び問題点の調査分析を行うことを主目的として実施され、関係者へのヒヤリングやデジタルデータを含む関連資料の確認検証、また不適切な点が明らかとなった場合、その指摘と原因究明ならびに再発防止策に関する提言を行うことまでを含んでおりました。

当社は、平成 27 年 3 月 6 日に第三者委員会からの調査報告書を受領し、当該報告書を確認・精査した結果、以下の訂正事由の存在が判明したため、過去における会計処理を訂正すべきであると判断いたしました。

3. 訂正内容と原因分析

(1) セグメント間の収益・費用負担の是正

① 人件費負担

当社にて費用計上した人件費のうち、出向者人件費、報奨金及び顧問料など、一部費用についてはL N J西日本において応分を負担すべきであるという指摘に基づき、セグメント利益を修正いたしました。修正金額は平成 25 年 9 月分から平成 26 年 3 月分で 67 百万円、平成 26 年 6 月分から平成 26 年 9 月分で 42 百万円であります。

〔原因〕

1) 出向者人件費について

- ・当社が株式会社ロジネットジャパン西日本（以下「L N J西日本」という）を連結子会社化した平成 24 年 1 月以降、札幌通運株式会社（以下「札幌通運」という）とL N J西日本は、双方の稟議承認を経て締結された出向契約に基づき、札幌通運からL N J西日本に要員を出向させておりました。出向契約では、出向者の人件費は出向先が負担する旨の合意がなされ、平成 24 年 2 月から平成 25 年 10 月まで、L N J西日本が当該出向者の人件費を負担しておりました。
- ・平成 24 年 12 月にL N J西日本において社員の大量一斉退職が発生し、業務の混乱と収益悪化という事態が発生いたしました。これを受け当社は、L N J西日本の業務の抜本的な改善と収益回復策を検討し、L N J西日本の経営を立て直す目的で、グループの施策として業務混乱の前後で出向した社員の人件費は親会社である当社が負担することを社内会議で決定いたしました。
- ・かかる決定に基づき、平成 25 年 10 月に、平成 25 年 4 月分から 9 月分の出向者の人件費を当社で負担する会計処理を行いました。
- ・また、当社は、グループ全体で西日本地区の営業を強化することを目的として平成 26 年 1 月に、大阪市に西日本営業部を設置いたしました。その際にグループの業務効率化の一環として、当社からL N J西日本へ出向させていた社員 3 名の出向を解除し、

当社の西日本営業部に配属するとともにL N J 西日本の社員 1 名を当社の西日本営業部へ出向させました。

- ・これら出向人事は、事業会社であるL N J 西日本の再建のためにグループの経営上の施策として実施したことに鑑み、人件費は当社が負担することを決定し、平成 26 年 8 月に、各出向開始月から平成 26 年 7 月分までの人件費を当社の負担とする会計処理を行い、以後当社が出向者の人件費を全額負担しておりました。
- ・これら出向人事及びその費用の負担先の決定については、当社の内部統制制度上は稟議承認事項でありましたが、稟議の起案がされておらず、会計処理の妥当性の検証が不十分となった要因と考えております。

2) 報奨金について

- ・平成 26 年 12 月、当社はL N J 西日本の従業員に対して、年末報奨金を支給しました。
- ・当該報奨金支給の実施にあたっては、稟議承認等の手続きが行われず、当社とL N J 西日本の了解に基づいてのみ行われたものであり、会計処理の妥当性の検証が不十分となった要因と考えております。

3) 顧問料

- ・当社は、L N J 西日本の株式取得にあたり、平成 23 年 11 月 2 日開催の当社の取締役会決議を経て、L N J 西日本の前オーナーとの間で顧問契約を締結いたしました。なお、契約では、顧問料の負担はL N J 西日本が行うこととなっております。
- ・L N J 西日本は、当該顧問契約に基づき顧問料を負担し、支払っておりましたが、1) 及び2) の人件費の費用負担の考え方と同様に扱うこととしたこと及び当該顧問契約にはグループ全体に対する助言も含まれていたことから、当社がL N J 西日本に顧問料相当額の支払いを行って実質的な負担をしておりました。
- ・当該会計処理について、負担先の変更の稟議並びに契約の変更が行われずに実施されたため、会計処理の妥当性の検証が不十分となった要因であると考えております。

② 事務所賃借料

当社は、当社の営業部門とL N J 西日本が一体となって営業展開を行う目的で、平成 25 年 9 月に大阪市北区梅田に事務所を開設し、あわせてL N J 西日本の本社機能についても当該梅田に移転いたしました。その賃借料の全額を当社で負担しておりました。

これに係る会計処理について、L N J 西日本が本社機能として使用する部分については応分の費用負担をすべきとの指摘に基づき、セグメント利益を修正いたしました。修正金額は平成 25 年 9 月～平成 26 年 3 月で 1 百万円、平成 26 年 6 月～平成 26 年 9 月で 5 百万円であります。

〔原因〕

- ・L N J 西日本の本社機能を移転させていることから、L N J 西日本が賃料を負担していないことについて、会計処理が妥当ではないという認識が欠落しておりました。

③ 倉庫賃借料

L N J 西日本が賃借しておりました倉庫の一部について、倉庫営業の運営主体をL N J 西日本から札幌通運に移すとともに、信用力の問題も考慮に入れて、賃借人を札幌通運に変更し、使用面積に応じてL N J 西日本に転貸する旨の契約を貸主と締結いたしました。この契約自体については問題とされませんでした。L N J 西日本へ請求する賃料が使用実態よりも過少であること、また、L N J 西日本から札幌通運へ転貸していた他の賃借倉庫については札幌通運へ請求する賃料が使用実態よりも過大との指摘を受け、これらの取引に関するセグメント収益、セグメント利益を修正することといたしました。セグメント利益修正金額は修正金額は平成 25 年 9 月分から平成 26 年 3 月分で 62 百万円、平成 26 年 6 月分から平成 26 年 9 月分で 86 百万円であります。

〔原因〕

- ・札幌通運からL N J 西日本への面積按分請求額の決定に際しては、当該契約締結時点でL N J 西日本で使用していた面積やその後の使用見込み面積に基づき、転貸となる賃貸借契約を締結いたしました。しかし、その後使用面積が変更したにもかかわらず、以降の転借面積について、同一賃借料での負担を続けておりました。
- ・本来であれば、毎月の使用坪数を確認し、契約面積と大きな変動があれば都度稟議承認を受けてその負担割合を変動させるような会計処理を行うべきでありましたが、グループ内での賃貸借ということもあり、適正な会計統制ができていなかったことが要因と考えております。

④ 輸送委託料金の単価

札幌通運とL N J 西日本はともに運送事業を展開しており、この 2 社間においても運送事業の営業取引がありますが、平成 26 年 8 月より、一部委託業務についてL N J 西日本から札幌通運に委託料金の変更による追加請求を行っておりました。しかし、この追加請求は合理的な算定根拠に基づくものではないとの指摘に基づき、セグメント収益、セグメント利益について修正いたしました。セグメント利益修正金額は平成 26 年 9 月で 11 百万円であります。

〔原因〕

- ・今回の連結子会社間の営業取引単価については、本来であればそれぞれの事業子会社で委託料金及び請求料金の設定に関して、社内規程による決裁及び承認を受けた上で執行すべきでありましたが、グループ内取引のため本来の決裁手続を必要としないという誤

った認識と統制上の不備が要因であると考えております。

(2) のれん・固定資産の減損処理

平成 24 年 1 月に株式会社青山本店（現 L N J 西日本）を連結子会社化したことにより発生した会計上の「のれん」について、平成 24 年 12 月期の業務混乱によって同社の超過収益力が毀損したと判断されるとの指摘に基づき、平成 24 年 12 月期において帳簿価額 997 百万円を全額減損処理いたしました。また、L N J 西日本の固定資産に対しても営業収益の大幅な低下が認められることから、平成 24 年 12 月期において 121 百万円、平成 26 年 3 月期において 14 百万円、それぞれ減損処理いたしました。

〔原因〕

- ・ L N J 西日本のセグメント損益には既述の問題があったことから、同社の収益力はかさ上げされていたため、のれんの資産性評価を適切に行えなかったことが主な原因であると考えております。

II. 開示遅延について

1. 開示が遅延した経緯

当社は、平成 27 年 3 月 12 日付「過年度の特別損失の計上及び、過年度有価証券報告書等、決算短信等の訂正に関するお知らせ」において、平成 25 年 3 月期及び平成 26 年 3 月期に係る内部統制報告書について訂正を行う予定である旨の開示を行ってまいりました。

平成 27 年 3 月 16 日に「内部統制に開示すべき重要な不備がある」旨の記載をした「内部統制報告書の訂正報告書」を E D I N E T により北海道財務局に提出いたしました。当社の開示担当者及び開示責任者に開示すべき項目であるという認識が欠けていたため、札幌証券取引所から本件に関する適時開示がなされていないとの指摘を受けて、遅れて平成 27 年 5 月 11 日に T D n e t により開示することとなりました。

2. 原因分析

開示が遅延した主要因は、会社として適時開示に対する開示項目への理解不足と、適時開示に対する社内のチェック体制が機能していなかったことであると考えております。

最新の適時開示ガイドブックが手元に整備されていなかったことから、適時開示が必要な項目についての理解が不足しており、適時開示に対する体制整備が不十分であったことが原因であります。

Ⅲ. 改善措置

1. 訂正開示の再発防止に向けた改善措置

当社は、第三者委員会による再発防止のための提言を踏まえ、訂正開示の再発防止に向けて以下のとおり再発防止策を講じ、今後このような事態を起こさないための体制整備を進めてまいります。

(1) セグメント間の収益・費用負担の是正

調査報告書において、当社経営陣に「グループ間取引であっても一般に公正妥当な企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し、適正に表示すべきであるとの認識が希薄であったと言わざるを得ない」との指摘がなされ、経営陣の意識改革と会計に関する知識や能力を有するCFO（最高財務責任者）などの人材の登用についての提言がなされました。

これを受け、会計について相当の知識を有する「会計顧問」を招聘し、会計監査人とは別の視点で、会計処理について当社の経営陣に対するアドバイス、指導をいただけるような運用を検討しております。既に具体的な人選を完了し、現在契約の締結段階であります。

また、社内の会計知識に関する啓蒙について、財務諸表等を作成して適正に開示する責任は経営者にあることを再認識したうえで、「正しい会計処理」への理解を深めるため、経営層、管理職、一般社員を対象とした外部講師による職務階層別の研修会を開催することといたしました。

これについては、事象の発生から開示までのそれぞれの段階で「会計の不適切さ」を認識できるよう会計知識の習得と社内体質の醸成を図ることとし、研修プログラムの検討を終え、運用準備を進めております。

また、財務、企画部門を強化するため、平成27年4月1日付で、財務、会計部門での業務経験のある子会社の取締役を当社の企画担当部長に任用いたしました。

(2) 内部監査及び監査役監査の強化

当社の内部監査は、専属の社員2名により実施する体制となっておりますが、その実効性が十分に担保されているとはいえないとされ、内部監査担当者の会計処理全般に関する教育とマンパワーを含めた充実化の必要性が指摘されました。

これを受け、当社では、上記(1)の研修の実施により会計知識に関する全社的なレベルアップを図る一方、財務担当者、内部監査担当者については、より専門的な外部講習を受講させ、会計業務の質的向上と監査業務の実効性の向上を図ることとし、具体的な講習プログラムについて検討を進めております。

また、社内監査については監査項目にグループ間取引に関する取引状況の監査ウエイ

トを高くする運用を本年度の内部監査方針に盛り込み、今回の指摘事項に対する内部監査の実効性を高めてまいります。

(3) 内部通報制度の整備

当社は、平成 19 年 3 月 1 日に内部通報規程を設定して内部通報窓口を社員に周知しておりますが、実名通報を原則としていることや、外部通報窓口を設置できるとする規定であるものの実際には設置されていないなど、通報者が社内での不利益な取扱いを危惧して通報を躊躇する恐れがあることや確実性の低い事象に関する積極的な通報を期待し難いとの指摘がありました。

内部通報規程については、通報者の保護により実効性を高める運用とするため、匿名通報を容認する旨の条文を追加して社内告知するとともに、外部通報窓口を会社から独立した機関として位置づける旨の改定を平成 27 年 3 月 10 日開催の取締役会により決議いたしました。

また、外部通報窓口業務の委託先については、委託する弁護士を選定を終了し、平成 27 年 5 月 21 日付の稟議承認を経て、当該弁護士との契約及び具体的な運用の段取りをすすめております。

(4) グループ間取引に関する規定等の整備と承認体制の見直し

グループ会社の管理については、既定の関係会社管理規程において、親会社である当社取締役会の承認が必要な事項、当社取締役会への報告が必要な事項等について定めておりますが、具体的なグループ間取引に関する手続については定められていません。第三者委員会からもグループ間取引の適正性及び公正性を担保するための準則を策定すべきであるとの提言がなされました。

これを受けて、平成 27 年 3 月 10 日開催の当社の取締役会決議において、当社の企画部門で、グループ間取引を行う際の手続や条件等の取り決めを行うことや、関係会社のコンプライアンス体制を整備することとし、これを反映した関係会社管理規程の改定を行っております。

また、具体的には当社並びに事業子会社の職務権限規程を見直し、グループ内外にかかわらず、出向人件費の負担方針や施設賃借料の負担について必要な承認を受ける体制を整備いたします。

(5) 会計監査人との連携の強化

会計監査人による監査は全ての取引を精査する前提には立っていないことや、第三者委員会から指摘されたことについては財務担当者、経営陣、監査役、会計監査人との間のコミュニケーション不足が一因となっている旨の指摘を受けました。

このため、会計監査人と会社との関係は、単に会計数値のみの関係とせず、会計実績数

値に至る経緯や当社の現状、経営方針などの幅広い情報を相互理解したうえで監査業務を行なえるよう、また、会計監査人の意見や疑問点などには迅速かつ実直に対応するなど、日頃からのコミュニケーションをこれまで以上に密にするほか、経営陣とも定期的な懇談の場を設けて監査上の重要ポイントについての意見交換を行うなど、円滑な監査業務のための意志疎通と連携を一層強化することといたします。

2. 開示体制の不備解消に向けた改善措置

- ・適時開示に係る体制や手順に不備があり適時開示を失念して開示が遅れたことを受け、適時開示体制及び開示手順の見直しを行います。
- ・これまでは、開示内容によって担当部署が不明瞭であり、また適時開示全般について網羅的に統括、チェックをする部門がなかったため、平成 27 年 6 月 1 日に（別紙 2）のとおり適時開示体制を整備し、決定事実、発生事実、決算情報のそれぞれについて担当部署を明確にし、漏れなく適正に情報開示ができる体制といたしました。
- ・また、確実に適時開示を行うため、最新の適時開示ガイドブック及び証券取引所からの通知文等を適時開示関係者が常時閲覧できるよう、運用を整備いたしました。
- ・適時開示については、内部監査室によるモニタリングを内部監査項目に加え、開示の漏れがないかをチェックする体制をとることといたします。

IV. 関係者の処分

1. 役員報酬の自主返上

今回の不適正な会計処理により過年度決算短信等を訂正するに至ったことに対して、平成 26 年 5 月 12 日開催の取締役会において担当取締役の役員報酬を下記のとおり自主返上することを決議いたしました。

(1) 対象者

株式会社ロジネットジャパン

代表取締役社長	月額報酬の 20%を 2ヶ月
代表取締役副社長	月額報酬の 20%を 2ヶ月
常務取締役	月額報酬の 20%を 2ヶ月
前代表取締役副社長（管理部門統括）	月額報酬の 20%を 2ヶ月
前代表取締役副社長（本州地区営業部門統括）	月額報酬の 10%を 2ヶ月

札幌通運株式会社

取締役（管理部門統括）	月額報酬の 20%を 3ヶ月
-------------	----------------

(2) 返上の対象とする報酬

- ・(株)ロジネットジャパン
- ・札幌通運(株)
- ・中央通運(株)
- ・(株)ロジネットジャパン西日本

(3) 返上する期間

平成 27 年 4 月分と 5 月分の 2 ヶ月

(札幌通運取締役は、平成 27 年 4 月～6 月分の 3 ヶ月)

2. 役員賞与の不支給

1. とあわせて平成 27 年 3 月期に係る役員賞与について担当取締役の賞与を不支給といたしました。

・不支給対象者

株式会社ロジネットジャパン

代表取締役社長

代表取締役副社長

常務取締役

取締役（社外を除く）

札幌通運株式会社

代表取締役会長

代表取締役社長

専務取締役

常務取締役

取締役

V. 不適正な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識

この度の当社の不適切な会計処理によって過去に開示した決算公表数値を訂正することとなったこと、また、適時開示すべき事項について開示が遅延したことにより、株主並びに投資家の皆様、関係各所に多大なるご迷惑とご心配をお掛けしたこと及び株式市場の信頼を損ねる結果となったことについて、上場企業として重大な責任があると反省し、深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、かかる事態を真摯に受け止め、今後、二度とこのような不適正な情報開示や開示遅延を引き起こすことがないように、再発防止策をグループ一丸となって確実に実行し、関係各位及び証券市場の信頼回復に鋭意努力してまいります。

以 上

(別紙1) 訂正による過年度業績への影響

(単位:百万円)

期間	項目	訂正前	訂正後	影響額
平成25年3月期 (第8期) 第3四半期 累計期間	売上高	37,534	37,534	-
	営業利益	755	755	-
	経常利益	876	876	-
	四半期純利益又は 四半期純損失(△)	532	△589	△1,121
	総資産	32,961	31,840	△1,121
	純資産	6,944	5,822	△1,121
平成25年3月期 (第8期) 通期	売上高	49,220	49,220	-
	営業利益	707	723	17
	経常利益	811	827	17
	当期純利益又は 当期純損失(△)	414	△713	△1,127
	総資産	30,933	29,807	△1,127
	純資産	7,222	6,095	△1,127
平成26年3月期 (第9期) 第1四半期 累計期間	売上高	11,657	11,657	-
	営業利益	102	119	17
	経常利益	108	124	17
	四半期純利益	93	77	△16
	総資産	31,190	30,047	△1,143
	純資産	7,250	6,107	△1,143
平成26年3月期 (第9期) 第2四半期 累計期間	売上高	24,951	24,951	-
	営業利益	246	279	33
	経常利益	264	298	33
	四半期純利益	45	104	59
	総資産	31,042	29,971	△1,071
	純資産	7,277	6,199	△1,077
平成26年3月期 (第9期) 第3四半期 累計期間	売上高	38,661	38,661	-
	営業利益	523	573	50
	経常利益	531	581	50
	四半期純利益	360	410	50
	総資産	32,319	31,262	△1,057
	純資産	7,595	6,519	△1,077
平成26年3月期 (第9期) 通期	売上高	51,240	51,240	-
	営業利益	561	627	67
	経常利益	582	649	67
	当期純利益	337	365	28
	総資産	31,557	30,498	△1,059
	純資産	7,581	6,483	△1,099

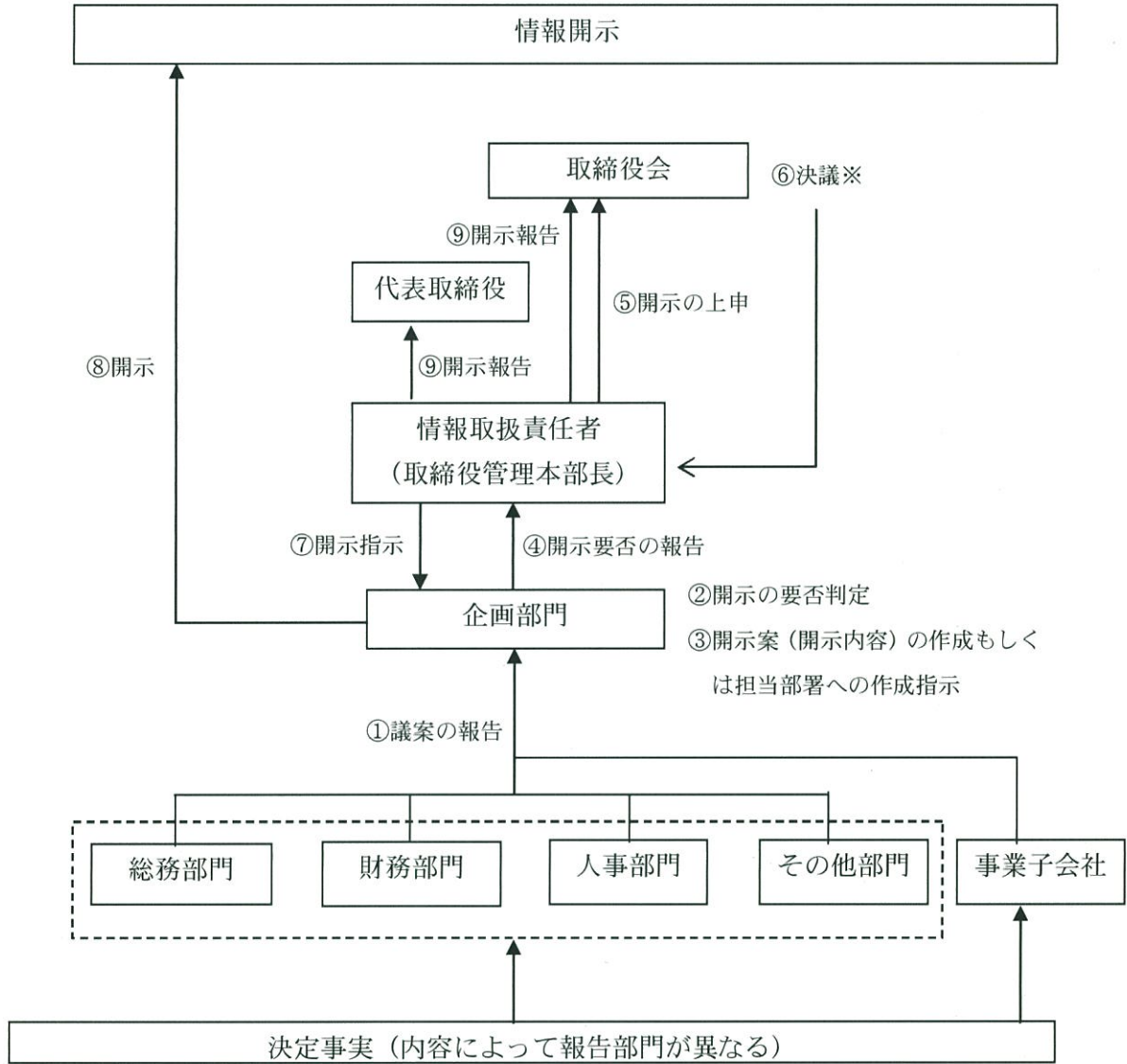
(単位:百万円)

期間	項目	訂正前	訂正後	影響額
平成27年3月期 (第10期) 第1四半期 累計期間	売上高	12,001	12,001	-
	営業損失(△)	△39	△14	25
	経常損失(△)	△44	△19	25
	四半期純損失(△)	△128	△126	2
	総資産	31,329	30,287	△1,042
	純資産	7,368	6,271	△1,096
平成27年3月期 (第10期) 第2四半期 累計期間	売上高	26,185	26,185	-
	営業利益	240	282	43
	経常利益	243	285	43
	四半期純利益	303	308	4
	総資産	33,243	32,221	△1,022
	純資産	7,804	6,710	△1,094

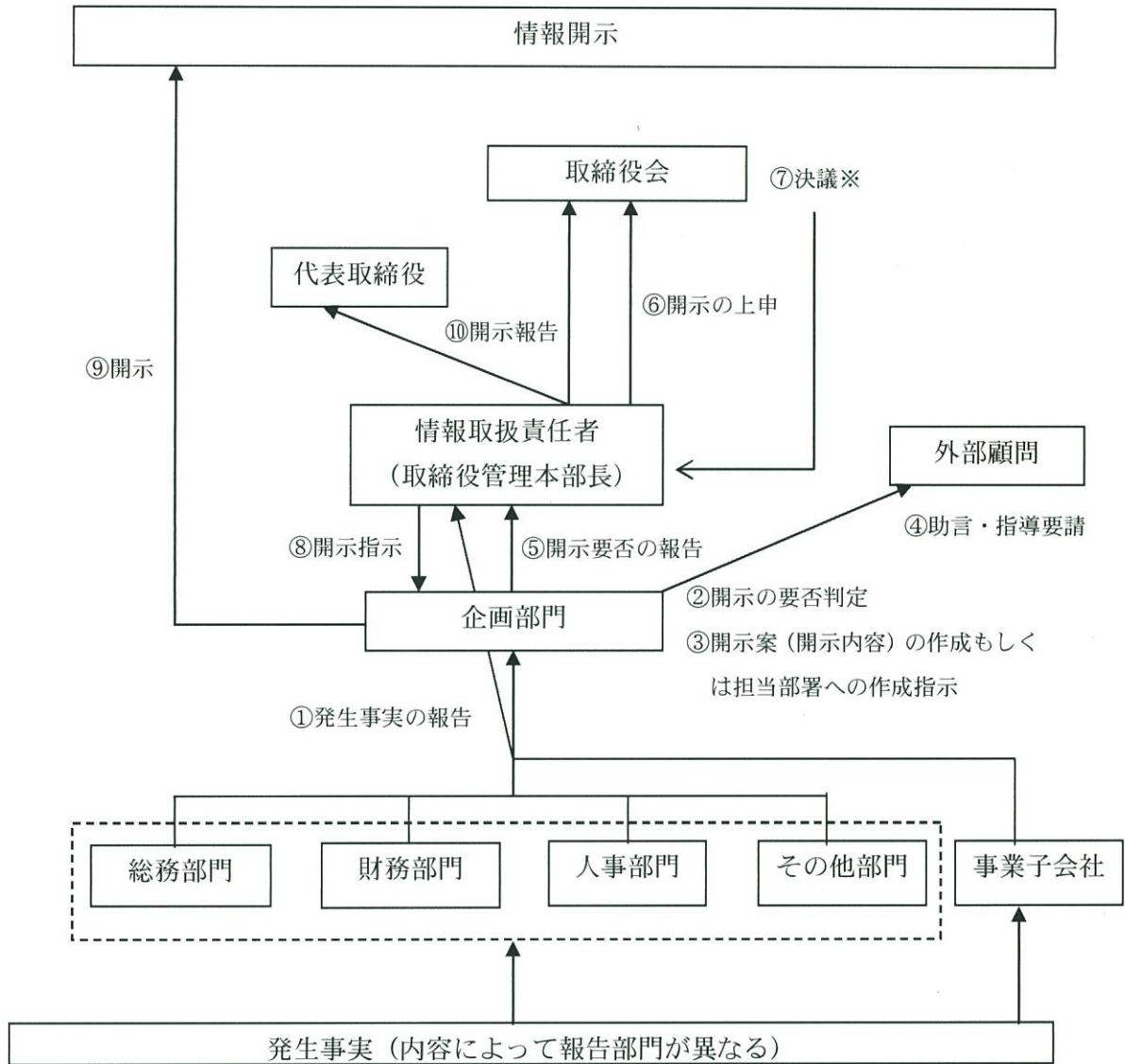
(別紙2)

適時開示体制図
(平成27年6月1日現在)

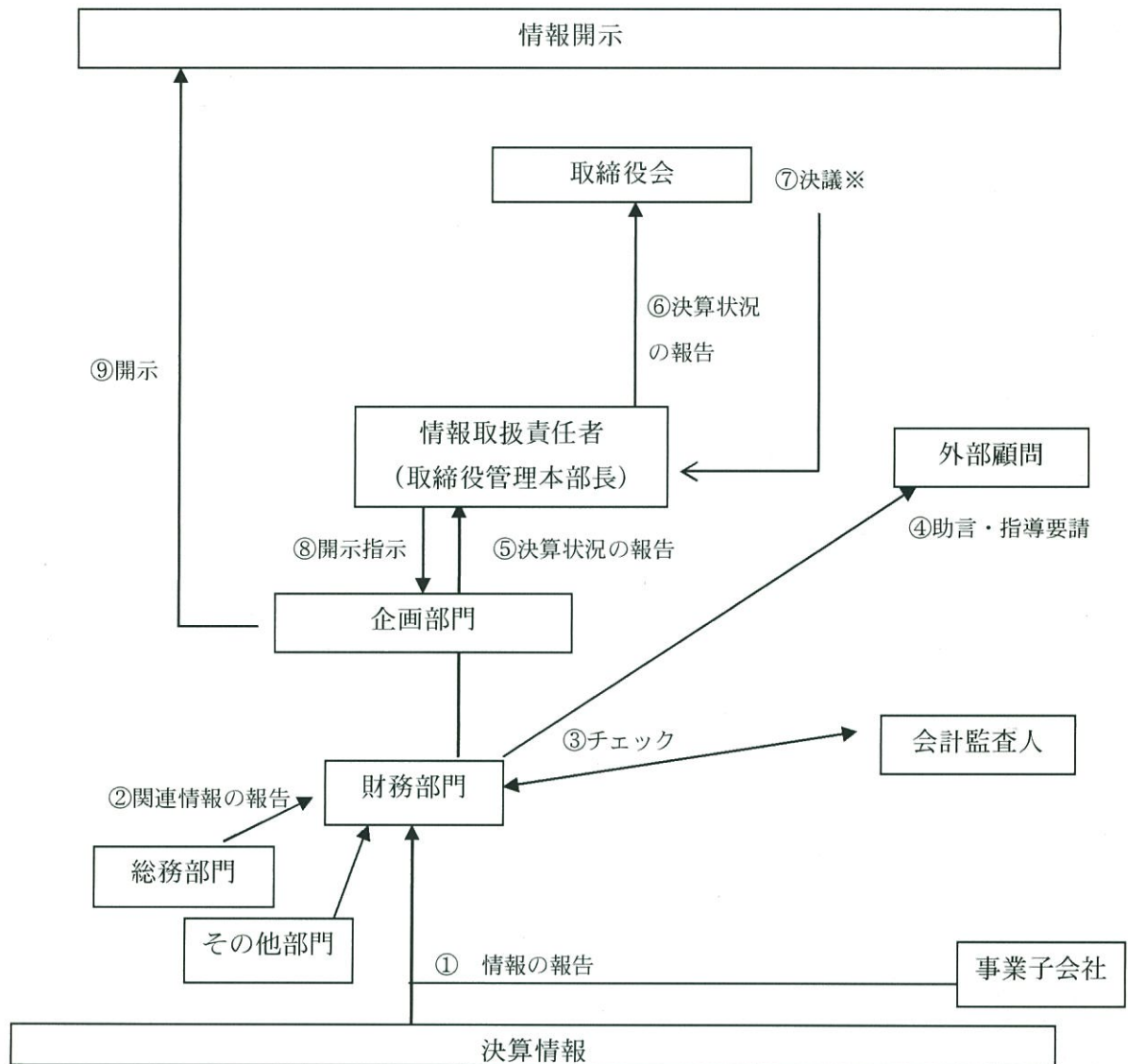
(決定事実に関する情報開示体制)



(発生事実に関する情報開示体制)



(決算情報に関する情報開示体制)



(別紙3) 改善措置のスケジュール

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 (1) セグメント間の収益・費用負担の是正												
① 外部講師による隔別研修会開催	研修プログラムの選定		→	運用準備	研修実施 ★							
② 財務会計の業務経験者の登用 ・企画担当部長 ・会計顧問等	登用★											
	検討、人選		→	契約★	運用							
(2) 内部監査及び監査役監査の強化												
① 内部監査要員への専門教育	教育プログラムの選定		→	準備	研修実施 ★							
② グループ間取引に対する社内監査強化			運用準備	★	運用							
(3) 内部通報制度の整備												
① 内部通報規程の見直し、改訂	改訂★	運用										
② 外部通報窓口の設置	委託先弁護士の選定		→	設置★	運用							
(4) グループ間取引に関する規程等の整備と承認体制の見直し												
① 関係会社管理規程の見直し、改訂	改訂★	運用										
② 職務権限規程の見直し、改訂			見直し	→	改訂★	運用						
(5) 会計監査人との連携の強化												
① 意見交換会の開催	適宜開催											
2 開示体制の不備解消に向けた改善措置												
① 適時開示手順書の作成			作成	→	★	運用						
② 内部監査による適時開示モニタリング			運用準備	→	★	運用						